

公益社団法人 日本ラクロス協会会員規約

第1章 総則

第1条 目的

公益社団法人 日本ラクロス協会（以下、「この法人」という）は、日本ラクロス界を統括し代表する、国際ラクロス連盟（World Lacrosse）に認定された唯一の団体として、ラクロスを通じた豊かなスポーツ文化の創造、及び人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献し、国際親善に寄与することを目的とする。その基本理念については、別に定める「日本ラクロス協会 理念・VISION・VALUES」による。

第2条 本規約の範囲

本規約は、この法人の定款第6条に定める会員に適用される。

第2章 会員資格

第3条 会員種別・会員資格

この法人の会員は、次のとおりとする。

（1）競技団体会員

別に定める競技団体会員入会審査規程に基づき入会が承認された競技団体

（2）競技会員

この法人の目的に賛同し、会員登録申請書の提出及び年会費の納付によりこの法人に入会が承認された個人

（3）賛助会員

この法人の目的及び事業に賛助するため、入会が承認された個人又は団体

（4）協力会員

この法人の目的及び事業に自主的かつ無償にて運営に協力すべく意思表示し、入会が承認された個人

第4条 入会

この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第5条 入会の可否

前条の規定に基づいて入会を申請した者については、次の各号に掲げるいずれかの事由

に該当する場合を除き、入会を承認するものとする。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去にこの法人から資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員等である場合
- (4) その他この法人が、入会を承認するにつき不適当な事由があると判断した場合

2 前項にかかわらず、競技団体会員の入会については、競技団体会員入会審査規程の定めるところによる。

第6条 会費

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会を申請した際、又は更新並びに継続を申請した際に、会費を支払う義務を負う。

- (1) 競技会員の年会費については、別表に定める通りとする。
- (2) 競技団体会員は、会費の納付が免除される。
- (3) 賛助会員及び協力会員は理事会決議により別途定める賛助会員・協力会員規程による賛助会費を納付する。なお、協力会員は自主的かつ無償にて運営に協力することにより、これに代えることが出来る。

2 本条による会費については、毎事業年度の合計額の50%を、公益目的事業会計、法人会計にそれぞれ使用する。

第7条 更新

この法人の会員は、毎事業年度末日までに更新手続きをしなければ、会員としての権利を停止されるものとする。

2 競技団体会員の更新は、競技団体会員入会審査規程の定めるところによる。

3 競技会員の更新は、毎事業年度ごとにこの法人ウェブサイトにおいて告知する手続きに従い、別表に定める会費を支払って行うものとする。なお、事業年度末日までに更新手続きを行わなかった競技会員であっても、別表に定める会費を支払った場合には、会員資格の停止を解除することができる。

4 賛助会員及び協力会員の更新は別途定める賛助会員・協力会員規程の定めるところによる。

第8条 退会

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 会員の懲戒

競技団体会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員に弁明の機会を与えた上で、社員総会において、定款第18条2項の決議をもって除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の品位を著しく傷つけたとき、又はこの法人の秩序を乱したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項に定めるものを除き、別に理事会決議により定める倫理規程に列挙する事由が、会員にあったときは、この法人は当該会員に対し、倫理規程に基づき、会員資格の停止・戒告などの懲戒処分をすることができる。

第10条 会員資格の喪失

前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は解散したとき。
- (3) 会費を支払わずに会員資格が停止された状態が10年間継続したとき。

第3章 本規約の追加・変更

第11条 規約の追加・変更

本規約の改廃は社員総会決議によるものとする。改廃があった場合は、この法人のウェブサイトに掲載することにより、各会員に告知するものとする。

附則

- 1. この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条所定の公益認定を受けた際には、本規約の「一般社団法人」とある部分は、「公益社団法人」と読み替えるものとする。
- 2. 第6条第2項は、この法人が前項の公益認定を受けることを条件として施行する。

平成30年10月20日 制定

令和4年4月1日 改正

公益社団法人 日本ラクロス協会

別表

【新規登録会員、継続登録手続を行う会員】

新規に会員登録を申請する会員及び更新受付期間後に継続登録を申請する会員は、以下の会費を納付する必要があります。

対象者	会費金額	
	大学生以上	高校生以下
「選手」活動を行う者 選手としてのみ活動する者だけでなく、選手として活動しつつ他競技団体で指導者等として活動する者を含む。	14,000円	11,000円
「コーチ、チームスタッフ、審判員」のみ活動を行う者 選手として活動せず、上記区分のみで活動する者	9,000円	6,000円

【更新手続を行う会員】

更新受付期間内に会員登録の更新の申請をする会員は、以下の会費を納付する必要があります。

対象者	会費金額	
	大学生以上	高校生以下
「選手」の場合 選手としてのみ活動する者だけでなく、選手として活動しつつ他競技団体で指導者等として活動する者を含む。	13,000円	10,000円
「コーチ、チームスタッフ、審判員」のみの場合 選手として活動せず、上記区分のみで活動する者	8,000円	5,000円